

# 淡路市国民保護計画

## 資料編

## 資料編 目次

1 . 淡路市国民保護対策本部及び淡路市緊急対処事態対策本部条例 -----	資	1
2 . 淡路市国民保護協議会条例及び淡路市国民保護協議会運営規程 -----	資	2
3 . 淡路市国民保護協議会の構成 -----	資	4
4 . 淡路市国民保護対策本部及び淡路市緊急対処事態対策本部各部各課等事務分掌 -	資	5
5 . 関係機関連絡先 -----	資	12
5 - 1  警報等を通知する関係団体等 -----	資	12
5 - 2  その他の関係機関 -----	資	15
6 . 避難実施要領パターン（例） -----	資	17
7 . 避難所及び救護所設置予定施設 -----	資	24
8 . 地域防災計画を踏まえた備蓄品目及び備蓄基準等 -----	資	27
9 . 救援の程度及び基準（平成 16 年 9 月 17 日厚生労働省告示第 343 号） -----	資	29
10 . 被害情報報告様式及び安否情報報告に関する様式 -----	資	32

# 1. 淡路市国民保護対策本部及び淡路市緊急対処事態対策本部条例

平成18年淡路市条例第5号

## 淡路市国民保護対策本部及び淡路市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、淡路市国民保護対策本部及び淡路市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、淡路市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括し、指揮監督する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 対策本部の現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(淡路市緊急対処事態対策本部についての準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、淡路市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 淡路市国民保護協議会条例及び淡路市国民保護協議会運営規程

平成18年淡路市条例第6号

### 淡路市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、淡路市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 淡路市国民保護協議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、淡路市国民保護協議会条例（平成18年淡路市条例第6号）第8条の規定に基づき、淡路市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

### (会議の公開)

第3条 協議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### (会議録)

第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

### (代理)

第5条 委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

### (補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

### 附則

この規程は、平成18年8月29日から施行する。

### 3. 淡路市国民保護協議会の構成

職 務	委員（機関の名称及び役職）	備 考
会 長	淡路市長	
委 員	兵庫国道工事事務所洲本維持出張所	1号委員
〃	神戸海上保安部警備救難課長	〃
〃	陸上自衛隊第3高射特科大隊長	2号委員
〃	海上自衛隊阪神基地隊仮屋磁気測定所長	〃
〃	淡路県民局防災担当参事	3号委員
〃	淡路県民局洲本土木事務所長	〃
〃	淡路県民局洲本健康福祉事務所長	〃
〃	淡路警察署長	〃
〃	淡路市助役	4号委員
〃	淡路市教育長	5号委員
〃	淡路広域消防事務組合消防長	〃
〃	淡路市収入役	6号委員
〃	淡路市理事	〃
〃	淡路市総務部長	〃
〃	淡路市健康福祉部長	〃
〃	淡路市水道事業部長	〃
〃	淡路市下水道部長	〃
〃	関西電力㈱淡路営業所ネットワーク技術センター所長	7号委員
〃	西日本電信電話㈱兵庫支店設備部構築運営グループ長	〃
〃	淡路交通㈱運輸部長	〃
〃	兵庫県プロパンガス協会淡路支部長	8号委員
〃	順心会看護医療大学学長	〃
〃	淡路市消防団長	〃
〃	淡路市医師会長	〃
〃	淡路市連合町内会長	〃
〃	淡路市社会福祉協議会長	〃
〃	淡路市民生委員児童委員連合会長	〃
〃	淡路市漁業振興協議会副会長	〃

4. 淡路市国民保護対策本部及び淡路市緊急対処事態対策本部各部各課等事務分掌

部 名	部長・ 副部長	班の 構成員		事 務 分 掌
		班長 職名	班員 課名	
市民 生活 部	部長：市民生活部長	市民課長	市民課	<b>（市民班）</b> 1 市の行う国民保護措置のとりまとめに関すること 2 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、閉鎖等に関すること 3 本部員会議の運営 4 本部長の指揮、命令伝達 5 本部の庶務及び各部との連絡調整 6 気象情報の受信、整理及び伝達 7 武力攻撃災害情報の整理、収集、伝達、報告 8 被害状況のとりまとめ及び報告 9 応急対策活動の非常体制及び役割区分の決定 10 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の適用要請等 11 被害家屋の判定基準 12 被災者の避難勧告、指示 13 各種協定（他部に関するものを除く） 14 各部に対する事務の緊急割当 15 り災証明の発行 16 被災者台帳の作成 17 消防団の出動に関すること 18 被災者の確認及び戸籍、住民基本台帳、外国人登録者名簿 19 淡路広域消防事務組合との連絡調整 20 武力攻撃災害情報の収集、伝達の応援 21 水火災等に関する広報活動 22 危険箇所の警戒及び応急措置 23 被災者の捜索、救出、保護等火災救助 24 避難所への応援 25 所管防災行政無線局の管理運用及び無線施設の総合調整 26 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること 27 特殊標章の交付等に関すること
		生活環境課長	生活環境課	<b>（生活環境班）</b> 1 尋ね人の相談・公衆浴場の斡旋 2 武力攻撃災害に伴う感染症予防、病害虫駆除等防疫計画の実施 3 武力攻撃災害地のし尿の収集、処理計画の策定と実施 4 武力攻撃災害地の塵芥の収集、処理計画の策定と実施 5 武力攻撃災害廃棄物の処理 6 死体の収容、埋火葬等 7 防疫薬剤の調達、配分等 8 障害物除去の応援（建設班） 9 し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬施設等の被害、復旧

部 名	部長・ 副部長	班の 構成員		事務分掌
		班長 職名	班員 課名	
総務部	部長：総務部長  副部長：議会議務局長	財政課長	財政課、 会計課	(庶務班) 1 国民保護措置関係予算の編成、執行計画等の策定 2 武力攻撃災害対策用物資等の調達、契約、検収、食料 3 武力攻撃災害救助物資の受け入れ配分等 4 武力攻撃災害対策用車両等の配車、調達及び調整等 5 武力攻撃災害経費の収納、決算 6 市有財産の被害状況のとりまとめ 7 総務班への支援 8 武力攻撃災害用電話の確保に関すること 9 武力攻撃災害応急工事の契約に関すること
			選挙管理 委員会事 務局 監査委員 会事務局 固定資産 評価審査 委員会事 務局	
		総務課長	総務課 議会議務局	(総務班) 1 本部長、副本部長の秘書 2 町内会等への指導、協力要請及び連絡調整 3 市議会との連絡及び災害に対する議会活動 4 各部、各班との連絡調整 5 兵庫県国民保護対策本部、兵庫県警察本部、自衛隊との調整 6 応急対策活動従事職員の被服、諸手当、食事、仮眠、健康管理、 公務災害補償、被災救援など後方支援業務 7 避難所の開設、収容、閉鎖等 8 避難勧告の指示の伝達及び誘導 9 避難所開設状況(報告) 10 被災者の避難装置状況(報告)
		税務課長	税務課	(家屋調査班) 1 家屋被害状況の調査 2 武力攻撃災害に伴う税の減免及び猶予等
企画部	部長：企画部長  副部長 行政改革推進部長	企画課長	企画課 まちづくり政策課 情報課 行政改革推進課	(企画情報班) 1 災害見舞金、義援金、視察者等の対応 2 報道機関との連絡及び災害広報公聴活動等 3 市民等に対する災害情報等の周知 4 被災写真の収集及び災害記録 5 被災者の各種陳情及び相談 6 隣接市等との相互応援 7 国県等に対する要望事項のとりまとめ 8 応急対策実施状況のとりまとめ 9 武力攻撃災害情報の収集、整理、伝達及び報告 10 バス等交通機関の被害・復旧状況のとりまとめ(報告) 11 市ホームページへの災害専用サイト開設・運営管理 12 武力攻撃災害時放送の実施

部 名	部長・ 副部長	班の 構成員		事務分掌
		班 長 職 名	班 員 課 名	
健 康 福 祉 部	部長：健康福祉部長	福祉総務課 社会福祉課 健康増進課	福祉総務課 社会福祉課 健康増進課	<p><b>(福祉・救護班)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の実施状況のとりまとめ及び報告</li> <li>2 義援金等の収受・対応</li> <li>3 武力攻撃災害救援物資等の受け入れ、配分等</li> <li>4 災害ボランティア及び各種ボランティアの登録・対応等及び市社協との連絡調整</li> <li>5 その他福祉関係公的支援制度の対応</li> <li>6 保育所園児の安全対策及び被害調査</li> <li>7 応急保育対策</li> <li>8 炊き出し、その他による食料の供与</li> <li>9 避難所における避難者の介護</li> <li>10 保育所の被害・復旧状況（報告）</li> <li>11 ボランティアの活動状況（報告）</li> <li>12 炊き出し実施状況（報告）</li> <li>13 高齢者等災害時要援護者の支援</li> <li>14 民生委員・児童委員との連絡調整</li> <li>15 日本赤十字社との連絡調整</li> <li>16 清掃、防疫、衛生対策</li> <li>17 ペットの保護対策</li> <li>18 災害時福祉関係相談窓口の開設、運営のとりまとめ</li> <li>19 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与</li> <li>20 社会福祉施設の被害調査に関する事</li> <li>21 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払いに関する事</li> <li>22 救護所の開設、収容、閉鎖等</li> <li>23 救助用医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配付</li> <li>24 死者、行方不明者、重傷者、軽傷者等の人的被害（報告）</li> <li>25 健康福祉事務所及び市医師会への応援要請等その他連絡調整</li> <li>26 医療機関との連絡調整</li> <li>27 地域中核病院との連絡調整</li> <li>28 広域的な救急搬送受入先としての後方支援病院の確保</li> <li>29 被災者向け保健、心のケア対策</li> <li>30 感染症予防等被災者の保健衛生</li> </ol>

部 名	部長・ 副部長	班 の 構 成 員		事 務 分 掌
		班 長 職 名	班 員 課 名	
産 業 振 興 部	部長：産業振興部長	産業振興課長	産業振興課 商工観光課 水産振興課 農業委員会事務局	<b>（商工・農林水産班）</b> 1 ため池、農道等の状況確認及び応急措置等 2 山崩れ、治山施設等の状況確認及び応急対策 3 商工・農林水産関係の災害対策及び被害調査、応急復旧 4 商工・農林水産関係への防災・復旧指導・資金融資 5 家畜の応急救護及び防疫 6 企業の被害調査（り災証明を含む） 7 救助用食糧（原材料）の調達、斡旋等 8 田畑、山林、家畜、農作物等の被害状況（報告） 9 ため池、水路、農道、橋梁等の被害・復旧状況（報告） 10 工業、商業施設等の被害（報告） 11 宿泊先の斡旋状況（報告） 12 救援物資等の調達状況（報告） 13 市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめ 14 農林水産商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめ
都 市 整 備 部	部長：都市整備部長	建設課長	建設課 都市計画課 区画整理課	<b>（建設班）</b> 1 公共土木施設の状況確認、被害調査及び応急復旧等 2 道路、橋梁の災害による交通規制 3 低地帯の状況確認、災害対策及び被害調査、応急復旧 4 障害物除去 5 避難路及び救援路の確保 6 ライフラインの確保、復旧に関する連絡、調整 7 砂防指定地、危険地すべり等の状況確認、災害対策及び被害調査 8 急傾斜地崩壊危険区域等の状況確認、警戒及び応急措置 9 道路、橋梁、河川、公園等の状況確認、被害調査・復旧状況（報告） 10 市営住宅の災害対策及び状況確認、被害調査、応急復旧 11 市有建物の応急復旧等 12 被災住宅等の応急対策の支援等 13 応急危険度判定（住宅再建共済制度） 14 被災住宅に対する災害特別融資等 15 応急仮設住宅 16 武力攻撃災害危険区域 17 市営住宅、宅地造成地等の被害・復旧状況（報告） 18 応急仮設住宅及び公営住宅への入居状況（報告） 19 国土交通省、県土木事務所との連絡調整 20 応急対策用資機材の調達、配分 21 被災宅地応急危険度判定実施 22 応急仮設住宅の用地確保、建設 23 臨時ヘリポート開設 24 被災地内駐車場・駐輪場確保対策 25 特殊車両の通行許可 26 応急公用負担等

部 名	部長・ 副部長	班 の 構 成 員		事 務 分 掌
		班 長 職 名	班 員 課 名	
下 水 道 部	部長：下 水道部長	下 水 道 総 務 課 長	下 水 道 総 務 課 下 水 道 普 及 課 下 水 道 施 設 課	<b>（下水道班）</b> 1 下水道施設の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査、応急復旧 2 下水道施設の被害・復旧状況（報告） 3 他下水道事業者、下水道関係業者団体等との連絡 4 し尿収集処理対策
水 道 事 業 部	部長：水 道事業部長	水 道 総 務 課 長	水 道 総 務 課 水 道 業 務 課 水 道 工 務 課	<b>（水道班）</b> 1 水道関係施設の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査、応急復旧 2 水源地、浄水場等の警戒及び応急措置等 3 応急給水等飲料水の供給 4 給水のための器材調達 5 指定給水装置工事業者への器材調達 6 水道施設の被害・復旧状況（報告） 7 応急給水状況（報告） 8 その他水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡
教 育 委 員 会	部長：教 育次長	教 育 総 務 課 長	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課 人 権 推 進 課	<b>（教育班）</b> 1 教育施設等の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査、応急復旧 2 武力攻撃災害による応急教育施設、教育の確保等 3 被災児童・生徒に対する教科書・学用品の支給 4 社会教育施設、文化財等の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査 5 園児・児童生徒及び教職員等の状況確認、被害調査等 6 P T A 等教育関係団体への協力要請 7 県教育委員会等関係機関への報告 8 避難所運営の協力 9 学校教育施設、社会教育施設、文化財等の被害・復旧状況 10 児童・生徒、教職員の人的被害調査（報告） 11 学校教育の再開状況（報告） 12 所属職員の動員連絡 13 各所管施設等の防災活動、状況確認、被害調査、応急復旧等 14 被害調査、災害対策実施状況の収集、報告等 15 民間団体、市民の協力要請 16 他の部、班との応援、協力等 17 その他応急対策に関する特例 18 所管施設利用者の避難、安全確保 19 部内各班の任務分担の調整 20 部が使用する物資、器材等の調達、配分 21 学校施設における避難所の開設・運営協力 22 所管施設における活動拠点施設開設・運営協力

部 名	部長・ 副部長	班 組 成 員		事 務 分 掌
		班 長 職 名	班 員 課 名	
消 防 団 部	部 長 ： 団 長	消 防 団 副 団 長	消 防 団	<b>(消防団班)</b> 1 消火及び武力攻撃災害時の救出、救助、救急活動全般 2 水防活動 3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部との連絡調整 4 消防活動状況の把握及び記録 5 災害情報の収集連絡 6 被害状況の把握及び記録集計 7 危険物等の被害調査及び応急対策 8 倒壊建物等生理め被災者の救出 9 市民向け避難命令の伝達、広報の協力 10 緊急避難時の誘導、安全確保 11 負傷者の救護 12 武力攻撃災害による行方不明者の救助・捜索活動 13 河川、ため池、土砂災害等危険箇所、危険建物その他危険区域 におけるパトロール等応急措置への協力 14 被災地における防犯対策への協力

部 名	部長・ 副部長	班の 構成員		事 務 分 掌
		班 長 職 名	班 員 課 名	
地 区 対 策 部	部長：総合事務所長	市民生活課長	市民生活課	(マスコミ対応係) 1 報道機関との連絡及び武力攻撃災害広報公聴活動等
			市民生活課	(庶務係) 1 職員配置記録・職員出動状況記録等 2 炊き出し時の職員連絡
			市民生活課	(消防防災、災害報告、情報連絡係) 1 消防各分団との連絡 2 国・県及び警察等との連絡調整・各種広報活動 3 住民からの被害状況等の受入
			市民生活課 教育推進課	(救助・物資係) 1 武力攻撃災害救助の実施状況のとりまとめ 2 武力攻撃災害救援物資等の受け入れ、配分等
			市民生活課 教育推進課 健康福祉課	(各施設連絡係) 1 各施設との連絡調整 2 各施設の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査
	健康福祉課長	健康福祉課	(医療係) 1 救護所の開設、収容、閉鎖等の協力 2 福祉・救護班への支援	
	産業建設課長	産業建設課	(道路等現場指導係) 1 水防関係機関との連絡調整 2 公共土木施設の状況確認、被害調査及び応急復旧等 3 道路、橋梁の武力攻撃災害による交通規制の協力 4 障害物除去の協力 5 避難路及び救援路の確保の協力 6 ライフライン復旧に関する連絡、調整の協力 7 砂防指定地、危険地すべり等の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査 8 急傾斜地崩壊危険区域等の状況確認、警戒及び応急措置	

## 5 .関係機関連絡先

### 5 - 1 警報等を通知する関係団体等

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、以下の関係団体等に、防災行政無線同報系、電話等により通知する。

名 称	電話番号	F A X 番号	I P 電話
<b>&lt; 保育所・幼稚園 &gt;</b>			
塩田保育園	0799-62-1002	0799-62-1002	050-7105-5110
志筑保育園	0799-62-0222	0799-62-6070	
恵泉保育園	0799-62-1005	0799-62-6244	
中田保育園	0799-62-2269	0799-62-2269	050-7105-5113
生穂保育園	0799-64-1348	0799-64-1348	050-7105-5111
長沢へき地保育園	0799-64-1171	0799-64-1171	050-7105-5112
佐野保育園	0799-65-0044	0799-65-0044	
大町保育園	0799-62-2665	0799-62-2665	050-7105-5114
岩屋保育所	0799-72-2174	0799-72-2174	050-7105-5147
仁井保育所	0799-82-1001	0799-82-1001	050-7105-5174
野島保育所	0799-82-1400	0799-82-1400	050-7105-5175
富島保育所	0799-82-0306	0799-82-0306	050-7105-5176
浅野保育所	0799-82-1402	0799-82-1402	050-7105-5177
育波保育所	0799-84-1743	0799-84-1743	050-7105-5178
生田保育所	0799-84-1436	0799-84-1436	050-7105-5179
室津保育所	0799-84-0575	0799-84-0575	050-7105-5180
尾崎保育園	0799-85-0021	0799-85-0021	050-7105-5210
遠田保育園	0799-85-0031	0799-85-0031	050-7105-5205
郡家保育園	0799-85-1186	0799-85-1186	050-7105-5207
多賀保育所	0799-85-0800	0799-85-0800	050-7105-5206
江井保育所	0799-86-0246	0799-86-0246	050-7105-5208
柳沢保育園	0799-86-0821	0799-86-0821	050-7105-5211
山田保育所	0799-86-0457	0799-86-0457	050-7105-5209
浦保育所	0799-74-4117	0799-74-4117	050-7105-5138
仮屋保育所	0799-74-4116	0799-74-4116	050-7105-5137
釜口保育所	0799-74-4466	0799-74-4466	050-7105-5136
石屋小学校付属幼稚園	0799-72-3110	0799-72-5475	050-7105-5146

名 称	電話番号	F A X 番号	I P 電話
< 小学校・中学校・高等学校 >			
生穂第一小学校	0799-64-0002	0799-64-1636	050-7105-5104
生穂第二小学校	0799-64-0240	0799-64-1637	050-7105-5105
大町小学校	0799-62-0580	0799-62-1686	050-7105-5107
佐野小学校	0799-65-0004	0799-65-0304	050-7105-5106
塩田小学校	0799-62-0323	0799-62-1684	050-7105-5102
志筑小学校	0799-62-0051	0799-62-0016	050-7105-5103
中田小学校	0799-62-0013	0799-62-6185	050-7105-5108
石屋小学校	0799-73-3120	0799-73-2010	050-7105-5145
仁井小学校	0799-82-1417	0799-82-1777	050-7105-5166
野島小学校	0799-82-1401	0799-82-1602	050-7105-5167
富島小学校	0799-82-0068	0799-82-0079	050-7105-5168
浅野小学校	0799-82-0304	0799-82-0472	050-7105-5169
育波小学校	0799-84-0303	0799-84-0406	050-7105-5170
生田小学校	0799-84-0602	0799-84-0652	050-7105-5171
室津小学校	0799-84-0033	0799-84-0220	050-7105-5172
尾崎小学校	0799-85-0049	0799-85-0409	050-7105-5198
郡家小学校	0799-85-0029	0799-85-0791	050-7105-5199
多賀小学校	0799-85-0017	0799-80-5048	050-7105-5200
江井小学校	0799-86-0019	0799-80-6019	050-7105-5201
柳沢小学校	0799-86-0244	0799-86-0357	050-7105-5202
山田小学校	0799-86-0121	0799-86-0220	050-7105-5203
浦小学校	0799-74-4112	0799-75-2052	050-7105-5134
学習小学校	0799-74-4111	0799-75-2051	050-7105-5133
釜口小学校	0799-74-4110	0799-75-2050	050-7105-5132
津名中学校	0799-64-0521	0799-64-2011	050-7105-5109
岩屋中学校	0799-72-3117	0799-72-2419	050-7105-5144
北淡中学校	0799-80-2260	0799-80-2261	050-7105-5173
一宮中学校	0799-85-0067	0799-85-1697	050-7105-5204
東浦中学校	0799-74-4113	0799-74-4114	050-7105-5135
津名高等学校	0799-62-0071	0799-62-0545	
洲本実業高等学校東浦校	0799-74-2179	0799-74-4524	
淡路高等学校	0799-82-1137	0799-82-0275	
淡路高等学校一宮校	0799-85-1183	0799-85-2760	
< 大学・専門学校 >			
関西総合リハビリテーション専門学校	0799-60-3600	0799-60-3610	
順心会看護医療大学	0799-60-1200	0799-60-1201	

名 称	電話番号	F A X 番号	I P 電話
<b>&lt; 福祉施設 &gt;</b>			
津名保健センター	0799-62-4570		050-7105-5095
岩屋すこやかセンター	0799-72-5112	0799-72-5113	050-7105-5141
北淡総合福祉センター	0799-82-3334	0799-82-3335	050-7105-5164
北淡老人福祉センター	0799-84-0009		050-7105-5160
北淡老人ふれあいの家	0799-82-0295		
津名養護老人ホーム北淡荘	0799-82-1179		050-7105-5155
一宮老人福祉センター	0799-85-2048	0799-85-2048	050-7105-5194
一宮高齢者生活福祉センター	0799-85-2040	0799-85-2240	
尾崎老人福祉センター	0799-85-2277		
柳沢老人福祉センター	0799-86-0417		
東浦すこやかセンター	0799-74-0627		050-7105-5052
久留麻老人福祉センター	0799-74-4030		050-7105-5123
釜口老人福祉センター	0799-74-5486		
ふれあいホール	0799-74-4877		050-7105-5124
カーネーションホーム	0799-74-6175	0799-74-6176	050-7105-5121
東浦農林漁家高齢者センター	0799-74-5892		
東浦訪問介護センター	0799-75-3200		
<b>&lt; 医療機関 &gt;</b>			
県立淡路病院	0799-22-1200	0799-24-5704	
河上整形外科	0799-62-4711	0799-62-2810	
休日応急診療所	0799-62-0285		
聖隷淡路病院	0799-72-3636	0799-72-5071	
北淡診療所	0799-84-0079	0799-84-0456	
仁井診療所	0799-82-1441	0799-82-1440	
津名病院	0799-62-7501	0799-62-7502	
東浦平成病院	0799-74-0503	0799-75-2323	
<b>&lt; 公共的団体・防災上重要な施設管理者 &gt;</b>			
淡路市医師会	0799-62-4595		
淡路日の出農業協同組合	0799-62-6200		
津名町商工会	0799-62-0243		
淡路町商工会	0799-72-3439		
北淡町商工会	0799-82-2828	0799-82-2869	
一宮町商工会	0799-85-0606		
東浦町商工会	0799-74-2115		
淡路市社会福祉協議会	0799-62-5215		
淡路市建設業協同組合	0799-62-3753	0799-62-5565	
兵庫県プロパンガス協会淡路支部	0799-36-5064		

## 5 - 2 その他の関係機関

名 称	電話番号	F A X 番号	I P 電話
<b>&lt; 淡路市 &gt;</b>			
淡路市役所	0799-64-0001	0799-64-2500	050-7105-5000
津名総合事務所	0799-62-0001	0799-62-3010	050-7105-5040
塩田出張所	0799-62-3350		050-7105-5091
大町出張所	0799-62-0316		050-7105-5090
佐野出張所	0799-65-0001		050-7105-5093
生穂出張所	0799-64-1901		050-7105-5092
岩屋総合事務所	0799-72-3111	0799-72-4290	050-7105-5060
北淡総合事務所	0799-82-1144	0799-82-2863	050-7105-5070
育波室津出張所	0799-84-0059	0799-84-0818	050-7105-5150
一宮総合事務所	0799-85-1122	0799-85-2464	050-7105-5080
東浦総合事務所	0799-74-4101	0799-74-5545	050-7105-5050
<b>&lt; 兵庫県 &gt;</b>			
企画管理部防災局防災企画課	078-362-9808 ( 028-151-3134 )	078-362-9911	
淡路県民局	0799-26-2018	0799-24-2240	
洲本土木事務所	0799-26-3211	0799-24-4513	
洲本農林水産振興事務所	0799-26-2091	0799-24-1443	
洲本土地改良事務所	0799-26-2111	0799-22-2510	
洲本県税事務所	0799-26-2021	0799-24-3584	
津名保健所	0799-62-0181	0799-62-1404	
北淡路農業改良普及センター	0799-62-0671	0799-62-2261	
淡路教育事務所	0799-26-3202	0799-24-5072	
洲本公共職業安定所	0799-22-0620	0799-22-6750	
洲本家畜保健衛生所	0799-22-5606	0799-22-2856	
津名健康福祉事務所	0799-62-0181	0799-62-1404	
淡路警察署	0799-72-0110	0799-72-5270	
淡路文化会館(淡路生活科学センター)	0799-85-1391	0799-85-0400	
県立淡路看護専門学校	0799-45-1115	0799-45-1834	
淡路食肉衛生検査所	0799-46-0190	0799-46-0186	
淡路農業技術センター	0799-42-4880	0799-42-2990	
県立淡路景観園芸学校	0799-82-3119	0799-82-3124	
県立淡路病院	0799-23-2701	0799-24-5704	
<b>&lt; 陸上自衛隊 &gt;</b>			
陸上自衛隊第3特科隊	0792-22-4001	0792-22-4001	

名 称	電話番号	F A X 番号	I P 電話
<b>&lt; 指定地方行政機関 &gt;</b>			
国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所	078-334-1600	078-334-1998	
洲本維持出張所	0799-22-1680	0799-22-4429	
農林水産省兵庫食糧事務所淡路支所	0799-22-8361		
大阪航空局大阪空港事務所	06-6843-1241		
大阪管区气象台神戸海洋气象台	078-222-8915		
淡路労働基準監督署	0799-22-2591		
洲本税務署	0799-24-1212		
<b>&lt; 指定公共機関・指定地方公共機関 &gt;</b>			
本州四国連絡高速道路株式会社			
神戸管理センター	078-709-0084	078-709-1427	
鳴門管理センター	088-687-2166	088-687-2184	
N T T 西日本(株)兵庫支店	078-393-9191	078-327-7161	
日本赤十字社兵庫県支部	078-241-9889		
日本放送協会神戸放送局	078-252-5100		
関西電力(株)淡路営業所	0799-22-0605	0799-22-2791	
淡路交通株式会社	0799-22-3121	0799-22-3125	
社団法人兵庫県トラック協会淡路支部	0799-24-6540		
<b>&lt; 事務組合 &gt;</b>			
淡路広域消防事務組合	0799-24-0119	0799-24-4575	

## 6. 避難実施要領パターン（例）

### (1) 弾道ミサイル攻撃の場合

#### 避難実施要領（一例）

淡路市長

月 日 時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに市民が迅速に対応できるよう、市民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に市民がとるべき行動について周知する。

- ( ) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、市民に対して、より入念な説明を行うことが必要。過去に経験のない事案では「正常化の偏見」（希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないこと）が存在する。
- ( ) 津波警報発令時には、市民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが市民に定着していることが重要。

#### 2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、市民に警報の発令を周知させること。

- ( ) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。
- ( ) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム(J-alert)が配備された場合には、国において、各市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・市民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

- ( ) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・市民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は神戸海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の市民は、興味本位で近づかないように周知すること。

( ) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の市民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援マニュアル」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・市民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

( ) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するよう協力を求めるといった方法も考えられる。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

(2) ゲリラ・特殊攻撃部隊による攻撃の場合

( 比較的時間的な余裕がある場合 )

避難実施要領 (一例)

淡路市長  
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、 において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性あることを踏まえ、警報を発令し、淡路市 地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

( 対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。 )

知事は、別添の避難の指示を行った ( 避難の指示を添付 ) 。

( ) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

淡路市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時集合場所であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、淡路市地区・ 小学校 ( 又は 市 地区・ 小学校 ) へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

( ) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

( ) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

- ア 市対策本部の設置  
国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
- イ 市職員の現地派遣  
市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の淡路市 地区・ 小学校（又は 市地区・ 小学校）に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。
- ウ 避難経路における職員の配置  
避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。  
また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。
- エ 現地調整所の設置等  
現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。  
また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

( ) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

( ) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

- ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分
- (ア) A地区  
約200名、A公民館、市保有車両×4 バス2台
- (イ) B地区  
約200名、B公民館、 バス×大型バス4台
- (ウ) C地区  
約100名、C公民館、 バス×大型バス2台
- (エ) その他
- イ 輸送開始時期・場所  
日15:30、A・B・C公民館
- ウ 避難経路  
国道 号（予備として県道 号及び 号を使用）

( ) バス等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

( ) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

( ) 夜間では暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

( ) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の市民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の町内会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の市民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、町内会・自主防災組織等の協力を得て市民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難  
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援チーム」を設置し、「避難支援マニュアル」に沿って、次の対応を行う。
  - a 病院の入院患者5名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
  - b 老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
  - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

( ) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援チーム」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、市民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

( ) 「正常化の偏見」(希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないこと)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 市民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

( ) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 市民に周知する留意事項

- ア 市民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 市民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように市民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう市民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。
- カ 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

淡路市対策本部 担当 山 男  
T E L 0 7 9 9 - x x - x x x x  
F A X 0 7 9 9 - x x - x x x x

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

( ) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

( ) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割  
別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県 課及び県警察と調整して行う。  
イ バス運転手、現地派遣の県職員及び淡路市職員との連絡要領は、別に示す。  
ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。  
エ 対策本部設置場所：淡路市役所  
オ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、淡路市 地区・ 小学校及び 公民館（又は 市 地区・ 小学校及び 公民館）とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県（及び 市）の支援を受ける。

7. 避難所及び救護所設置予定施設

指定避難所(1次)

NO	避難所名	所在地	収容人員数 (人)	電話	避難の目安となる 地域等
1	塩田漁業協同組合	塩尾 615-14	50	62-0174	塩田地域
2	塩田会館	下司 1177-1	50	62-3350	塩田地域
3	志筑会館	志筑 1578	50	62-1800	志筑地域
4	しづのおだまき館	志筑 3117-1	200	62-0157	志筑地域
5	明神会館	志筑 3057-1	30	62-5223	志筑地域
6	中田会館	中田 558-1	30	62-4576	中田地域
7	生穂会館	生穂 2243-2	50	64-1901	生穂地域
8	長沢会館	長澤 628-1	30	64-1653	長沢地域
9	佐野会館	佐野 894	50	65-0001	佐野地域
10	大町会館	大町上 485-1	30	62-0316	大町地域
11	岩屋公民館	岩屋 515-1	200	72-3105	岩屋地区全域
12	保健福祉センター	岩屋 1514-18	200	72-5112	岩屋地区全域
13	仁井小学校	仁井 58	400	82-1417	仁井地域
14	野島小学校	野島墓浦 843	400	82-1401	野島地域
15	富島小学校	富島 100	500	82-0068	富島地域
16	浅野小学校	浅野神田 78	400	82-0304	浅野地域
17	育波小学校	育波 1345	500	84-0303	育波地域
18	生田小学校	生田畑 151	400	84-0602	生田地域
19	室津小学校	室津 1851	500	84-0033	室津地域
20	尾崎老人福祉センター	遠田 1547	100	85-2277	新村地域、遠田地域
21	尾崎会館	尾崎 1624-2	150	85-0425	尾崎地域
22	一宮老人福祉センター	郡家 686	200	85-2048	郡家地域、多賀地域、 北山地域
23	高齢者生活福祉センター	北山 712	70	85-2040	北山地域
24	地域総合センター	多賀 197	200	85-2233	多賀地域
25	江井コミュニティセンター	江井 2863-1	150	86-0007	江井地域
26	柳沢老人福祉センター	柳澤甲 16-4	100	86-0417	柳沢地域
27	一宮高山農業研修所	高山乙 195-3	100	86-0428	山田地域
28	草香会館	草香 690-5	100	86-0518	山田地域
29	釜口老人福祉センター	釜口 1288-1	30	74-5486	釜口地域
30	久留麻老人福祉センター	久留麻 1894-1	50	74-4030	飯屋地域
31	東浦農林漁家高齢者センター	浦 623	30	74-5892	浦地域
32	東浦すこやかセンター	久留麻 244-3	30	74-0635	東浦地区全域
33	東浦公民館	久留麻 2600-1	50	74-4115	飯屋地域
34	久留麻公民館	久留麻 1992-1	50	74-3843	飯屋地域

NO	避難所名	所在地	収容人員数 (人)	電話	避難の目安となる 地域等
35	婦人の家	大磯 10	50	74-2429	大磯地域

指定管理者制度を導入している施設については、開設に当たっては管理者と協議する。災害等が発生したときにおいて、多数の避難者が予想され、第1次避難所だけでは、避難者を収容しきれないと判断した場合に開設できる施設を、第2次避難所として開設する。

#### 臨時避難所

地区住民の申し出により地域の町内会館を避難所として開設することがある。

### 指定避難所(2次)

NO	避難所名	所在地	収容人員数 (人)	電話	避難の目安となる 地域等
1	津名中学校	大谷 1003	1,000	64-0521	津名地区全域
2	塩田小学校	塩尾 430-2	300	62-0323	塩田地域
3	志筑小学校	志筑 1578	450	62-0051	志筑地域
4	中田小学校	中田 4390	250	62-0013	中田地域
5	生穂第一小学校	生穂 2346-2	500	64-0002	生穂地域
6	生穂第二小学校	長沢 727	100	64-0240	長沢地域
7	佐野小学校	佐野 900	400	65-0004	佐野地域
8	大町小学校	大町上 461	300	62-0580	大町地域
9	石屋小学校	岩屋 529-1	1,000	72-3120	岩屋地区全域
10	岩屋中学校	岩屋 2875	1,000	72-3117	岩屋地区全域
11	石屋小学校附属幼稚園	岩屋 488-1	100	72-3110	岩屋地区全域
12	岩屋保育所	岩屋 70-1	200	72-2174	岩屋地区全域
13	北淡中学校	浅野神田 114-1	500	80-2260	北淡地区全域
14	北淡センター	富島 394	500	82-1144	北淡地区全域
15	北淡震災記念公園セミナーハウス	小倉 177	100	82-3020	北淡地区全域
16	尾崎小学校	尾崎 1800	500	85-0049	尾崎地域、遠田地域、 新村地域
17	尾崎公民館	尾崎 4398-1	100	85-2028	尾崎地域
18	郡家小学校	北山 1600	500	85-0029	郡家地域、北山地域
19	一宮公民館	郡家 396-1	100	85-0509	郡家地域
20	郡家会館	郡家 117-1	100	85-0016	郡家地域
21	一宮中学校	多賀 145	500	85-0067	多賀地域
22	多賀小学校	多賀 104	300	85-0017	多賀地域
23	多賀集会所	多賀 127-1	50	85-1550	多賀地域
24	江井小学校	江井 2920	500	86-0019	江井地域
25	柳沢小学校	柳澤甲 17-3	200	86-0244	柳沢地域
26	山田小学校	高山甲 357	500	86-0121	山田地域

NO	避難所名	所在地	収容人員数 (人)	電話	避難の目安となる 地域等
27	浦小学校	浦 701	800	74-4112	浦地域
28	学習小学校	久留麻 1724-1	1,000	74-4111	仮屋地域
29	釜口小学校	釜口 1326	500	74-4110	釜口地域
30	東浦中学校	久留麻 2600-1	1,000	74-4113	東浦地区全域

指定管理者制度を導入している施設については、開設に当たっては管理者と協議する。災害等が発生したときにおいて、多数の避難者が予想され、第1次避難所だけでは、避難者を収容しきれないと判断した場合に開設できる施設を、第2次避難所として開設する。

#### 臨時避難所

地区住民の申し出により地域の町内会館を避難所として開設することがある。

#### 救護所

NO	避難所名	電話
1	保健センター (しづのおだまき館)	0799-62-4570
2	武道館	0799-64-1620
3	津名中学校	0799-64-0521
4	岩屋公民館	0799-72-3105
5	岩屋保健センター	0799-72-5112
6	北淡センター	0799-82-1144
7	北淡中学校	0799-80-2260
8	一宮老人福祉センター	0799-85-2048
9	地域総合センター	0799-85-2233
10	浦小学校	0799-74-4112
11	学習小学校	0799-76-4111
12	釜口小学校	0799-74-4110

## 8. 地域防災計画を踏まえた備蓄品目及び備蓄基準等

### 備蓄体制等の整備（淡路市地域防災計画より）

#### 1 基本方針

市および防災関係機関は、次の点を基本方針に備蓄体制を整備する。

- (1) 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- (2) 住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- (3) 住民の備蓄を補完するため、被害想定における最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努める。
- (4) 災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。

#### 2 食料

##### (1) 目標数量

市、住民等は、各々次表の区分に従って避難人員等を考慮した数量を備蓄するよう努める。

	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域 又は小・中学校区 レベル	1人3日分 →	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分	2日分	1日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

##### (2) 品目

一般に次のものを備える。また、高齢者や乳幼児のニーズへの配慮、現物備蓄または流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食  
即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

#### 3 生活必需物資

##### (1) 目標数量

食料の項に準じるが、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もる。

##### (2) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる品目について重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮する。

## 4 応急給水

### (1) 目標数量

市（水道事業部）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3を給水することを目安に、給水体制を整備する。

#### < 給水目標水準 >

災害発生から3日間	1人1日	3
4日～10日目	1人1日	3～20
11日～20日目	1人1日	20～100
21日目以降	1人1日	100～被災前の水準

## 5 医薬品等の備蓄

(1) 各医療機関に備蓄を奨励する。

(2) 発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。

9. 救援の程度及び基準（平成 16 年 9 月 17 日厚生労働省告示第 343 号）

最終改正：平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 283 号

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考						
避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり300円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には「長期避難住宅」を設置でき、費用の限度額等は応急仮設住宅に準ずる。						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7㎡( 9 坪)を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,342,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均 1 戸当たり29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 賃貸住宅、宿泊施設等の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,010円以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。( 1 食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季( 4 月～ 9 月)冬季( 10 月～ 3 月)の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内						1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		季 別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯		6人以上 1人増す ごとに加算
		夏季	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500		7,200
		冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400		10,300

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急の処置）	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所...協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の捜索及び救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	1 生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）199,000円以内 小人（12歳未満）159,200円以内	武力攻撃災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
電話その他の通信設備の提供	避難又は武力攻撃災害により通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 500,000円以内	
学用品の給与	避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	1 備品物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救援の種類	対 象	費用の限度額	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,000円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の供給</li> <li>2 医療の提供及び助産</li> <li>3 被災者の捜索及び救出</li> <li>4 死体の捜索及び処理</li> <li>5 救済用物資の整理配分</li> </ol>	当該地域における通常の実費	

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

10.被害情報報告様式及び安否情報報告に関する様式

(1) 被害情報報告様式

【 火災・災害等即報要領様式 】

第3号様式(救急・救助事故等)		第 報	
消防庁受信者氏名 _____		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故      2 救助事故      3 武力攻撃災害      4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( 人)
	計 人	{ 重症 人( 人) 中等症 人( 人) 軽 症 人( 人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。  
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(2) 安否情報報告に関する様式

様式第1号(安否情報省令第1条関係、安否情報省令1)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は～を囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号 ( 安否情報省令第 1 条関係、安否情報省令 2 )

安否情報収集様式 ( 死亡住民 )

記入日時( 年 月 日 時 分 )

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所 ( 郵便番号を含む。 )	
国籍	日本 その他 ( )
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外 の者からの照会に対する回答することへの 同意	同意する 同意しない
備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報  
の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記  
の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民  
保護法上の救援 ( 物資、医療の提供等 ) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあり  
ます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場  
関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注 5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住 所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （ を付けて下さい。 の場合、理由を記入願 います。	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本                      その他（ ）
	その他個人を識別する ための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 印の欄には記入しないで下さい。

## 安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日  総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本                      その他（                      ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

# 淡路国民保護計画

平成 19 年 3 月作成

発 行 淡路市

編 集 淡路市市民生活部市民課

兵庫県淡路市生穂新島 8

TEL ( 0799 ) 64-0001